

## 喜多方市手話言語条例

手話言語は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために手話言語を大切に育んできました。その一方で、長年にわたり手話が言語として認知されてこなかった歴史や、手話を使用する環境が十分に整っていなかったことなどから、ろう者は生活に必要な情報の取得やその意思の伝達に不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした状況の中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話が言語であると定義され、このことが国際的に認知されることとなりました。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語に含まれることが明確化されるとともに、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准され、手話が言語であると位置付けられました。

しかしながら、手話は、ろう者等が生活を営むために必要不可欠な言語であることなど手話に対する市民の理解はいまだ十分に深まっているとは言い難い状況にあ

ります。

このため、手話が人と人が意思疎通を行い、互いを理解する主要な手段となる言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、手話を普及することにより、ろう者等の人権が尊重され、全ての市民が互いに支え合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及（以下「手話の普及等」という。）に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の手話及びろう者等に対する理解の促進を図り、もって全ての市民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「ろう者等」とは、ろう者（聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。）、難聴者、中途失聴者、

言語機能障がい者、音声機能障がい者その他の手話を必要とする者をいう。

(基本理念)

第3条 手話は、ろう者が文化的かつ心豊かな社会生活を営むために大切に育んできた言語であることを理解しなければならない。

2 手話の普及等は、ろう者等が手話により円滑な意思疎通を図る権利を有し、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等を図り、ろう者等が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者等は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するとともに、基本理念に

対する市民の理解の促進及び手話の普及等に努めるものとする。

3 手話通訳者その他の手話を使うことができる者（以下「手話通訳者等」という。）

は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、基本理念に対する市民の理解の促進及び手話の普及等に努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者等が利用しやすいサービスを提供

するとともに、ろう者等が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

（施策の推進）

第7条 市は、次に掲げる手話に関する施策について、総合的かつ計画的に実施す

るものとする。

- (1) 手話の普及等に関する施策
- (2) 手話による情報の発信及び情報の取得に関する施策
- (3) 手話を使用しやすい環境の整備に関する施策
- (4) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 市は、ろう者等及び手話通訳者等と協力し、市民が手話を学び、ろう者等に対する理解を深める機会の確保を図るものとする。

(手話通訳者等の養成、確保、派遣等)

第9条 市は、手話通訳者等の養成、確保及び手話に関する技術の向上を図るものとする。

2 市は、関係機関と連携し、ろう者等が手話を使用しやすい環境を整備するため、手話通訳者等の派遣その他の必要な措置を講ずるものとする。

(手話通訳者等の設置及び処遇の改善)

第10条 市は、手話通訳者等の設置の拡充及び処遇の改善について、必要な措置を講ずるものとする。

(学校における手話の普及等)

第11条 市は、学校教育において手話が言語であること及び障がいの特性に応じた意思疎通を図る手段への理解の促進を図るものとする。

2 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対し、手話を学ぶ機会を提供する

ものとする。

- 3 手話を必要とする幼児、児童又は生徒（以下この項において「ろう児等」という。）が入所し、通園し、又は通学する学校等の設置者は、ろう児等が、必要な手話に関する支援を受けられるよう努めるものとする。

（医療機関における手話の普及等）

第12条 医療機関の開設者は、ろう者等が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、医療機関に対して、手話通訳者等を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

（事業者への支援）

第13条 市は、ろう者等が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対し、必要な支援を講ずるものとする。

（災害時の対応）

第14条 市は、災害その他非常の事態において、ろう者等が手話により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講

ずるものとする。

(情報通信技術の活用)

第15条 市は、手話に関する施策に関し、情報通信の技術の活用に努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、手話に関する施策を推進するために、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(その他の意思疎通の支援の推進)

第17条 市は、手話、要約筆記（その場の音声情報を文字にして聴覚障がい者に伝える通訳をいう。）その他の意思疎通の支援を活用し、ろう者等の特性に応じた、円滑な意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。